

令和4年度（2022年）税制改正（少額減価償却資産他）

今回も前回に引き続き、令和3年12月末に令和4年度（2022年）税制改正の解説を行います。

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し

一時に損金処理される下記の制度を用いて取得した資産について、その適用対象資産から「貸付」のために使用されるものが除外されます。（リース事業者等、貸付を主要な事業として行う場合を除く）。

- ① 少額の減価償却資産（取得価額 10 万円未満）
 - ② 一括償却資産の損金算入制度（取得価額 20 万円未満）
 - ③ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（取得価額 30 万円未満）
- また、③の制度は令和4年度末までの適用期限を令和6年3月末まで2年延長されます。

改正後の償却方法

	取得価額	償却方法	
		貸付用（主要事業外で）	貸付以外の用途
全ての事業者	10 万円未満	個々の資産の耐用年数 に応じた期間で償却	全額損金処理（上記①）
	10 万円～20 万円未満		3 年均等償却（上記②）
中小企業者	30 万円未満		全額損金処理（上記③）

リース取引を用いた節税取引（例：足場リーススキーム）を主たる対象とした制度改正ですが、一般の会社においても影響を受ける可能性があります。

自社での使用を主とするのであれば問題ありませんが、少額の工具、測定器・観測機器等を購入して、他社にレンタル（貸与）等で賃貸料を徴収する場合等に影響すると考えられます。その賃貸が一時的でなく、結果的に長期に及んだ場合、上記処理が問題になる可能性があります。購入資産の用途を明確にして、制度を適用すべきか慎重に判断することが求められます。



上記処理の適用開始時期や、「貸付用」であることをどの時点で判断するか等が明らかになることが待たれます。（念のためこの4月1日以降取得分に貸付用があるか確認することが望まれます。）

子会社等の配当に係る源泉徴収の廃止

子会社等からの配当金について、所得税の源泉徴収が廃止されることになり、子会社で実施していた「配当に係る源泉徴収事務」と、配当を受け取る親会社側での「受取配当金に係る源泉所得税の還付事務」が省略されます。

一般に、源泉徴収した所得税は法人税から同額控除されます。また子会社等からの配当金収入は課税所得にならないことから法人税額が少ない場合には還付となり、税の事務処理が不効率なケースがありました。この改正により、事務処理をする会社側・税務署側の双方の不効率が解消されます。この改正は、令和5年10月1日以後に支払いを受けるべき配当に適用されます。

対象となる配当は次のとおりです。

- ・配当等の基準日現在で、完全子法人株式等（100%子会社）に該当する株式等の配当
- ・同 直接保有する株式等が発行済株式等の総数の1/3超の法人に係る配当

@5月の予定

5/10・4月分源泉所得税

- ・住民税の特別徴収税額納付期限

5/31・3月決算法人の確定申告

- ・6,9,12月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

